

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成17年12月15日(2005.12.15)

【公開番号】特開2003-208950(P2003-208950A)

【公開日】平成15年7月25日(2003.7.25)

【出願番号】特願2002-313965(P2002-313965)

【国際特許分類第7版】

H 01 R 13/646

H 01 R 13/658

【F I】

H 01 R 17/12 Z

H 01 R 13/658

【手続補正書】

【提出日】平成17年10月31日(2005.10.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基板と、

前記基板上に作製されてその端部近くまで伸びた準同軸伝送線であって、その最も端の部分は、誘電材料封止層及び金属封止層が無いことから露出した中心導体を有しており、前記誘電材料封止層及び金属封止層が前記準同軸伝送線がその上に作られた前記基板の表面から最も遠い位置にあり、前記準同軸伝送線の前記中心導体が、前記基板の表面と、前記封止層があった場合には存在するであろうその最も端の部分との間に位置する、前記準同軸伝送線と、

前記基板上の前記準同軸伝送線と同じ面上に、前記準同軸伝送線が前記基板の前記端部に近付く位置の端部付近に設けられた金属製アース領域であって、前記準同軸伝送線のアースをとったシールドを形成する前記基板上の金属層と連続し、電気的に接続している前記金属属性アース領域と、

本体及び中心導体を有する同軸コネクタであって、前記本体は、前記端部付近の前記金属アース領域に機械的に接続し、前記同軸コネクタの前記中心導体が、前記準同軸伝送線の前記露出した中心導体と電気的に接続している、前記同軸コネクタと、

前記同軸コネクタと前記準同軸伝送線の前記露出した中心導体との間の接続の上部に設けられた導電性カバーであって、前記同軸コネクタの前記本体と、前記端部付近の前記金属アース領域と、前記準同軸伝送線の前記金属封止層との近くにおいて機械的に取り付けられて、それらに独立して電気的に接続している前記導電性カバーと

を含んでなる装置。

【請求項2】

前記同軸コネクタがエッジマウント、エンドランチ型コネクタである請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記同軸コネクタがSMAコネクタである請求項2に記載の装置。

【請求項4】

前記準同軸伝送線がHeraeus Cermailloy社製のKQ誘電体材料から作られたものである請求項1に記載の装置。